

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成27年国空航第684号、国空機第923号）の一部改正について

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成27年国空航第684号、国空機第923号）のうち、次の表の「改正前」欄に掲げる部分を、表の「改正後」欄のように改正する。

改正後	改正前
1. ～ 4. (略) 5. 飛行形態に応じた追加基準 法第132条の85第1項各号に掲げる空域での飛行又は法第132条の86第2項第1号から第6号までに掲げる方法によらない飛行を行う場合は、「4. 許可等に係る基本的な基準」に加え、それぞれ次に掲げる追加基準のうち当該飛行に係る追加基準にも適合すること。飛行形態により複数の事項に係る許可等を要する場合には、原則それらの事項に係る全ての追加基準に適合すること。 5－1～5－3 (略) 5－4 目視外飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第132条の86第2項第2号関係）	1. ～ 4. (略) 5. 飛行形態に応じた追加基準 法第132条の85第1項各号に掲げる空域での飛行又は法第132条の86第2項第1号から第6号までに掲げる方法によらない飛行を行う場合は、「4. 許可等に係る基本的な基準」に加え、それぞれ次に掲げる追加基準のうち当該飛行に係る追加基準にも適合すること。飛行形態により複数の事項に係る許可等を要する場合には、原則それらの事項に係る全ての追加基準に適合すること。 5－1～5－3 (略) 5－4 目視外飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第132条の86第2項第2号関係）

(1) ～ (2) (略)

(3) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

a) ～ b) (略)

c) 補助者を配置せずに飛行させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。ただし、4-3-2 (3) b) に示す方法により、第三者の立入りを制限することが可能な場合は、この限りではない。

また、災害等により人が立ち入れないなど飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入る可能性が極めて低い場合であって、飛行させようとする経路及びその周辺を現場確認すること並びに第三者の立ち入りを管理することが難しい場合には、エ) ～ カ) についてはこの限りではない。

ア) 飛行経路には第三者が存在する可能性が低い場所※を設定すること。ただし、飛行経路を設定する上でやむを得ない場合には、幹線道路・鉄道や都市部以外の交通量が少ない道路・鉄道を横断する飛行（道路・鉄道の管理者が主体的又は協力して飛行させる場合は、この限りでない。）及び家屋上空における一時的な飛行に限り可能とする。

また、やむを得ず人又は家屋の密集している地域の上空を飛行経路として設定する場合には、第三者及び物件への危害を防ぐための十分な安全確保措置を講じること。

※第三者が存在する可能性が低い場所は、山、海水域、河川・湖沼、森林、農用地、ゴルフ場又はこれらに類するもの。

イ) ～ キ) (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

a) ～ b) (略)

c) 補助者を配置せずに飛行させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。ただし、4-3-2 (3) b) に示す方法により、第三者の立入りを制限することが可能な場合は、この限りではない。

また、災害等により人が立ち入れないなど飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入る可能性が極めて低い場合であって、飛行させようとする経路及びその周辺を現場確認すること並びに第三者の立ち入りを管理することが難しい場合には、エ) ～ カ) についてはこの限りではない。

ア) 飛行経路には第三者が存在する可能性が低い場所※を設定すること。ただし、飛行経路を設定する上でやむを得ない場合には、幹線道路・鉄道や都市部以外の交通量が少ない道路・鉄道を横断する飛行（道路・鉄道の管理者が主体的又は協力して飛行させる場合は、この限りでない。）及び人又は家屋の密集している地域以外の家屋上空における離着陸時等の一時的な飛行に限り可能とする。

※第三者が存在する可能性が低い場所は、山、海水域、河川・湖沼、森林、農用地、ゴルフ場又はこれらに類するもの。

イ) ～ キ) (略)

(4) (略) 5 - 5 (略) 6 . (略)	(4) (略) 5 - 5 (略) 6 . (略)
--	--

附 則 (令和 8 年 9 月 XX 日 国空無機第XXXX号)
この要領は、令和 8 年 9 月 XX 日から施行する。